

緊急事態宣言等が発令された場合の継続業務

(部署名 民事書記官室)

係	最低限行う必要がある業務	業務継続に必要な人員等
訟廷 小野寺管理官連絡先	下記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務	書記官1名又は事務官1名
債権保全受付 斎藤主任連絡先	債権執行発令 4/14 配当期日 4/21 配当期日 4/28 配当期日 ※ 受付係関係 損訴申立、強制執行停止申立 ※ 債権係関係 保護命令、保全、債権執行の発令及び強制執行停止	裁判官1名(以下、裁判官は共通) 書記官2名
弁論 林主任連絡先	必要に応じて裁判官と相談の上、期日の取消(次回期日追って指定)を検討する。 ※ 証拠保全、強制執行停止、担保取消、人身保護	裁判官1名 書記官1名
破産 丸山主任連絡先	4/14(火) 債権者集会 4/21(火) 債権者集会 ※ 強制執行停止(個人再生) 強制執行停止(破産)	裁判官1名 書記官1名
不動産 森田主任連絡先	~4/17(金) 代金納付・移転登記嘱託 6件 4/16(木)11:00 不動産配当5件 ※ 強制競売(入)の差押完了までの処理 取下、取消、停止等に伴う売却手続の中止処理 BIT・広告業務の検査・手数料払出手認	裁判官1名 書記官1名

※ 申立があつた場合に優先的に行うべき業務